

意見提出者

所属(会社名・団体名等)	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
--------------	----------------------------

提案提出フォーマット

<p>検討項目への該当(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ (1)「新たな日常」におけるインターネット利用とその依存度の変化 □ (2)通信事業者等のインターネットトラヒックへの対応状況 ✓ (3)利用者側のインターネット接続環境 □ (4)インターネットトラヒックの首都圏一極集中の状況 ✓ その他 	
<p>各検討項目に関する諸課題</p>	<p>それに対して考えられる 具体的な対策等の提案</p>
<p>▼光回線が全国津々浦々に行き届いていなかったり、コネクティビティに問題が生じていたりするなどオンライン環境の整備が不十分なために、コロナ禍で急速に普及が進んだテレワークやオンライン教育などの定着に重大な支障を及ぼしている</p>	<p>▼社会全体のコネクティビティ向上の主務官庁の明確化 (具体的には以下の通り) オンライン教育やテレワークなどに活用できる通信環境の整備については、その推進において責任を持つべき主務官庁を明確にすべきと考える。 通信環境を様々な領域で利活用する事で各省の施策を推進する場合にあって、縦割り行政を打破するため、「利活用」の所管府省に関わらず、通信環境の整備については、上記の主務官庁の所管とすべきと考える。</p> <p>▼社会活動のオンライン化に必要な回線速度を踏まえ、目標とする指標の見直し (具体的には以下の通り) 我が国においては2000年代から2010年代前半にかけて、国民が広くブロードバンドにアクセスできることを目指し、その達成に向けた政策的措置がとられてきた。その結果、光ファイバー整備率は全国で98.8%と高いが、固定系超高速プロ</p>

	<p>ードバンドの利用率は同様には伸びず、2020年3月末現在、契約世帯は総世帯数のうち約6割である。</p> <p>現在、光ファイバー未整備地域の中心はいわゆる「条件不利地域」である。</p> <p>しかし、現状では都市部など「ラストワンマイル」の光ファイバー網が整備されていると考えられている地域であってもコネクティビティに問題が生じている。十分な太さの通信回線が個別の居室まで、すなわち「ラスト1メートル」につながないことなどが要因と考えられる。</p> <p>そこで、通信インフラに関しては、社会の変容を踏まえ、人口分布を基準とした設備の整備率ではなく、テレワークやオンライン教育といった新たな活用方法に応じた政策目標(例えば「1Gビット/秒の回線速度を利用できる世帯数」など)とすべきと考える。</p> <p>▼総務省「高度無線環境整備推進事業」について、</p> <p>(1)新しい需要を踏まえ、要件の対象地域を「条件不利地域」に限定せず全国とすべきである。</p> <p>(2)民間事業者への補助率を少なくとも2分の1に上げ、長期かつ低利子の政策金融パッケージによって事業を後押しすべきである。</p> <p>(具体的には以下の通り)</p> <p>単年度で数億円規模の支出を必要とする光ファイバー網整備事業に、自治体や資金力の無い事業者が取り組むことは、現実には困難である。</p> <p>総務省「高度無線環境整備推進事業」</p>
--	---

の現状の施策では、補助対象が実質「条件不利地域」に限定されている。前述のように国民の新しい需要に対して通信インフラの課題を抱えているのは都市部も同様であることから、補助事業の対象地域を「条件不利地域」に限定せず、通信環境整備への投資に積極的な全国の自治体とすべきと考える。

また、本事業で第3セクター・民間事業者が整備を行う場合の国庫補助率は離島以外では3分の1となっており、整備に対するインセンティブも無い。東京一極集中を解消するためにも、地方こそインターネットを活用する必要性が高い状況下で、このままでは地方であるほど通信環境の整備が進まないことになりかねない。そこで、地域のIT力向上の担い手となる民間事業者については国・自治体による補助率を上げることで、約500億円の令和2年度補正予算がより有効に活用できる条件を整備し、新たな国民の需要に対応する施策とする。具体的には、国の補助率を2分の1に引き上げるとともに、国は通信環境整備に積極的な自治体と連携し、当該自治体からの支援と合わせることで、当該自治体における事業者の負担を4分の1程度まで抑えることが可能となる環境を構築すべきと考える。

また補助率の引き上げのみならず、新たな需要に応えるためには、光ファイバー整備の後押しとなる政策金融支援についても用意すべきと考える。

▼DXの大前提となる通信環境整備は、総務省を中心に国を挙げて取り組むべ

<p>▼コロナ禍により、家庭においても急速にデジタルトランスフォーメーションが進んだが、自宅で両親がそれぞれオンライン会議を行い、子どもがオンライン授業を受けていると、通信状況が不安定になったり、映像が止まったりするといった事例が相次いだ。</p> <p>今後、デジタル社会が本格的に到来するにあたって、日本において、このような不具合が発生するようでは大変に心許ない。</p> <p>とくに貧困家庭が比較的多く暮らしているとされる集合住宅のオンライン環境は依然として不十分である。</p> <p>テレワークやオンライン教育を普及・定着させるためには、集合住宅の構内配線の課題の解決が地方・都市部関係なく欠かせない。</p> <p>一戸建てに住んでいる人と比べて、集合住宅や雑居ビルの各戸のインターネット環境が悪いことは地方だけでなく都市部においても浮き彫りとなった課題である。</p>	<p>きである。</p> <p>とくにコロナ禍で課題が浮き彫りとなった私有地である集合住宅内各戸においても通信環境整備を行うべきである。</p> <p>私有財産だからといって補助をしないと日本全体の通信環境の整備・改善が遅々として進まず、結果的にインターネットに接続できずに取り残されてしまう人や子どもたちが生まれてしまう。</p> <p>希望する国民一人ひとりが支障なく仕事・教育の機会を得られるよう、集合住宅内各戸における光回線の導入や構内配線設備についても国・自治体による補助が受けられるようにすべきであると考える。</p> <p>(具体的には以下の通り)</p> <p>テレワークとオンライン教育が同じ家庭内で同時に複数、行われるなど今後ますます通信の需要が高まる中で、集合住宅の構内配線の課題解決は待ったなしである。</p> <p>喫緊の新たな需要に即した通信環境整備を行うため、「建物の区分所有等に関する法律」の規定で、区分所有者数の5分の4以上の賛成と議決権の5分の4以上の賛成による決議がある場合に取り壊しと新築が可能となっているように、集合住宅内戸における光回線の導入や構内配線設備についても一定割合の住民による意思表示を前提とした上で国・自治体による補助が受けられるようにすべきと考える。</p>
--	--